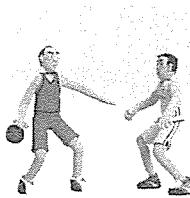


和歌山毒物力事件

証拠と事実認定、故意、死刑

和歌山地裁二〇〇一年一月一日判決



龍谷大学助教授

豊崎七絵

本事件の概要是、前の川崎論文に示されている。その刑法に関する多くの論点のうち、ここでは、第一審判決を手がかりとして、証拠と事実認定に関する問題を中心に検討し、さらに、故意や死刑に関する問題も考察する。

1 証拠と事実認定

(1) 間接証拠による事実認定とは

(a) 第一審の最大の焦点は、犯罪事実の存在が認定されるかどうかである。犯罪事実の認定は、証拠に基づいて行われなければならない。本事件では、被告人による自白や被告人の犯行を直接見たとする目撃証言といった、犯罪事實を直接証明する直接証拠は一切ない。そのため、間接証拠（情況証拠）のみから、被告人と犯行との結びつきを認定できるのか、また故意（殺

意）を認定できるのかが問われた。

被告人は、包括的默秘権をもち、その無罪を推定される地位にある。したがって、被告人側には、弁明したり、自己の無実を証明する責任はない。

犯罪事實を合理的に疑いをいれないほどに証明する責任は、検察官側にある。その証明は、適正な証拠調べを経た証拠能力のある証拠に基づいて、行われる必要がある。証拠能力とは、証拠としての適格性のことである。証拠能力はあるかないかの二者択一で、証拠能力がある証拠だけが証拠調べの対象となる。これに対して、証拠能力を一旦認められた証拠がどの程度の証明力をもつのかという評価は、裁判官の自由な判断にゆだねられている。人間の理性に対する信頼を基礎とする、このような自由心証主義による事実認定は、決して恣意的であつてはならない。合

理的で適正な事実認定が追求される必要があり、さもなくば、それは誤判を引き起こす原因となる。もしも検察官が犯罪事實を証明できなかつたら、裁判官は、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従つて、被告人に無罪を言い渡さなければならない。

第二に、証明された間接事實が、犯罪事實の存在を十分に推認させる力をもつていなければならぬ。単なる可能性では不十分である。

第三に、右の第一と第二のハードルを乗り越えた間接事實が複数集まつたとき、これらの間接事實を総合的に評議してみて、犯罪事實の存在が、合理的に疑いをいれないほどに認定できるかどうかを検討しなければならない。その際には、各間接事實が持つ推認力の

ある。この証明の責任を負う検察官は、間接証拠に基づいて、間接事實の存在を合理的な疑いをいれないほどに証明しなければならない。もしもこの証明が不可能ならば、裁判官は、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従い、その間接事實の存在を認定してはならない。

第一に、犯罪事實を間接証拠に基づき認定しようとすると、推論の積み重ねや総合評価が介入せざるを得ない。ゆえに、犯罪事實を誤認し、無実の者を有罪とする危険さえ生じる。安易な憶測や推論過程の飛躍を許さない、適正で合理的な事実認定に必要な条件とは何か。それは以下の三点に要約される。

第一に、犯罪事實を推認させる間接事實は、証拠能力のある間接証拠によって適正な手続に従い証明される必要がある。この証明の責任を負う検察官は、間接証拠に基づいて、間接事實の存在を合理的な疑いをいれないほどに証明しなければならない。もしもこの証明が不可能ならば、裁判官は、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従い、その間接事實の存在を認定してはならない。

第二に、証明された間接事實が、犯罪事實の存在を十分に推認させる力をもつていなければならぬ。単なる可能性では不十分である。

第三に、右の第一と第二のハードルを乗り越えた間接事實が複数集まつたとき、これらの間接事實を総合的に評議してみて、犯罪事實の存在が、合理的に疑いをいれないほどに認定できるかどうかを検討しなければならない。その際には、各間接事實が持つ推認力の

かに、「被告人による犯行の機会の唯一性」という意味ではない。実際、カレーが調理され始めてから、そのカレーが夏祭り会場において人々に供されるまでの間、カレー鍋周辺には被告人以外の複数の人々がいた。だからこそ、裁判所は混入機会の「唯一性」ではなくて「希少性」と言わざるをえなかつた。しかし、「被告人による犯行機会の唯一性」が合理的な疑いを超えて証明されなければ、犯行機会の問題を総合評価の場面で考慮すべきではなかつたのではないか。

加えて、そもそも関係者による証言などの関係証拠から導き出されるのは、

「被告人にも一人でカレー鍋の見張りをしている時間帯に、カレーに亜硫酸を混入する機会はあつた（可能であつた）」ということにすぎないのでないだろうか。

(c) 「類似事実の立証」は許されるか？

本件検察官が、被告人とカレー事件における犯行との結び付きを立証するために用いた手法として注目されるのは、いわゆる「類似事実の立証」である。「類似事実の立証」とは、犯罪事實を証明する手法として、その犯罪事實に類似する事實を証明することである。これが仮に許されるならば、類似事実

は、犯罪事實を推認させる間接事實として位置付けられることになる。

本件検察官は、カレー事件と同時に起訴していた四件の殺人未遂事件、および起訴されていない事案一九件（被告人が砒素を使用したとする七件と被告人が睡眠薬を使用したとする一二件）の合計二三件を「類似事実」であるとして、これらを立証しようとした。これに対して、第一審判決は、①「類似事実の立証」は許されるという前提に立つたうえで、②類似事実は合理的な疑いをいれない程度に立証されなければならないとして、③検察官が主張する二三件の「類似事実」のうち、被告人の関与を認めることができるのは、砒素に関する四件と睡眠薬に関する二件であるとした。そして、第一審判決は、④これらの認められた類似事実から、被告人とカレー事件の犯行とが結び付くという事実と、被告人には故意があつたという事実とがそれぞれ推認されたとしたのであった。第一審判決の言う②や③からは、裁判所が、検察官の主張よりも慎重に「類似事実」を認定していることがうかがわれる。

しかし、そもそも①「類似事実の立証」は許されるという前提は妥当なのだろうか。「類似事実の立証」は法律的関連性（これは、証拠能力の一種であ

る）を欠くのではないか。なぜなら、類似事実の存在と犯罪事實の存在との結び付きは弱く、裁判官が被告人に対して不当な偏見を抱き、恣意的な事実認定をするおそれもあるからである。これに対して、手口・態様に特殊な類似性があれば法律的関連性を認めてよいという考え方もある。しかし、仮にこの考え方に入つたとしても、裁判所が認めた四件の類似事実とカレー事件とは明らかに態様が異なつていたから、やはり法律的関連性は認められないのではある。さらに、第一審判決が、起訴されされていない「類似事実の立証」を許したことに対する、法律的関連性がないという問題のみならず、適正な手続に則つた証明といえるのか、疑問がある。

また過失とは、犯罪事實を認識するよう注意するべきであつたのに、不注意で犯罪事實を認識しなかつたことをいふ。過失は、さらに、犯罪事實の認識を欠く「認識なき過失」と、犯罪事實を可能なものとして認識した「認識ある過失」とが区別される。

このうち、「未必の故意」と「認識ある過失」とは境を接している。この両者の区別については、①行為者が、犯罪事實を、単なる可能性をこえる蓋然性があると認識して行為したか否かで区別するという蓋然性説、②犯罪事實の可能性を認識した場合に、犯罪事實の認容があつたか否かで区別するといい認容説、そして、③犯罪事實の認識を、行為を思いとどまる動機としない

が認められるためには、最小限、故意もしくは過失を要する（故意のない行為は処罰しないのが原則で、過失による行為を処罰するのは「法律に特別の規定」がある場合に限る）。したがつて、故意も過失もない行為は犯罪ではなく、処罰されない。

故意とは、犯罪事實を認識し、犯罪事實を生じさせると決意することをいふ。故意は、さらに、犯罪事實を確実なものとして認識する「確定的故意」と、犯罪事實を不確実なものとして認識する「未必の故意」とが区別される。故意も過失も行為は犯罪ではなく、処罰されない。

2 故意

(1) 故意とは

犯罪が成立するためには、行為が、刑法が処罰に値するとして規定した違法行為のタイプ（これを、構成要件といふ）に該当し具体的に違法であるといふことに加え、その行為を刑罰によつて法的に非難できること、すなわち刑法上の責任を必要とする（「責任なしれば刑罰なし」という責任主義）。責任

が認められるためには、最小限、故意もしくは過失を要する（故意のない行為は処罰しないのが原則で、過失による行為を処罰するのは「法律に特別の規定」がある場合に限る）。したがつて、故意も過失もない行為は犯罪ではなく、処罰されない。

特集 | ■あの事件から 刑事法がわかる！

②に対しても、故意を認めるには犯罪事實について相当高度の蓋然性の認識を要するという批判と、「認容」という情緒的な要素の認定は恣意的になるおそれがあるという批判がある。また①については、故意と過失との質的相違からすると、蓋然性的程度で両者を分かつのは妥当でないという批判がある。

動機は解明できないとした。もつとも、第一審判決は、①「被告人は砒素が少量でも人を死^亡させ得る危険な毒物であるとの認識をした言動をしている」とこと、②「類似事実」として認められた殺人未遂事件について、「砒素では人は死亡することはないと認めた」と認めたとの認識で被告人が砒素を使用したことから「到底考えられない」とことを根拠として、被告人には故意があつたと認めた。ただし、被告人の動機や異常性格等の事情が判明しなかつたことからその故意は確定的故意ではなく、「死^亡する人が出るかもしれないが、それそれで構わない」という未必の故意にとどまるとしたのである。

しかし、未必の故意の認定にあたっては、最小限、被告人がカレー事件の犯罪事実について、その可能性であつた蓋然性あれ、現実に認識していくことが、合理的の疑いをいれないほどに確定されなければならぬ。したがつて、右の①②の過去の事柄を根拠に認定の方法として飛躍がある。加えて、右の①②の過去の事柄を根拠に未必の故意を認めるというのは、事認定の故意が認められないからと、②は、そもそも許されるべきではないから、「激昂」したことの認定できずひいては被告人がカレー事件を起^こす

3 死刑

(1) 量刑としての死刑の妥当性

裁判官は、刑を言い渡す場合には、各刑罰規定に定められた法定刑をもとに刑の加重減輕を加えた処断刑の範囲内で、被告人に対する具体的に言い渡すべき刑（宣告刑）を決定する。これを量刑という。本件第一審判決は、刑罰のなかでも被告人の命を剥奪するという極刑、すなわち死刑を選択した。

当判決は、死刑選択の理由として、①動機不明と未必的故意という被告人の主観的事情は被告人の責任を相当程度に軽減する事情ではないとする一方、②極めて悪質・冷酷な犯行態様、③あまりに重大で深刻な結果、④極めて厳しい遺族の处罚感情、⑤慰謝の措置が一切熱られていないこと、⑥極めて大きい社会的影響等から被告人の刑事责任は極めて重大で、⑦罪刑の均衡の見地からも⑧一般予防の見地からも極刑はやむをえないとする。

しかし、行為が刑法上違法なものであつても、刑法上の責任がなければ处罚することはできないという消極的責任主義の考え方を基礎として、刑法上の責任論（⑨責任非難は個々の行為に対する、⑩責任とは刑罰によつて法的

(2) 死刑制度の正当性

本件死刑判決は、死刑を存置する現行刑法の枠組みのなかで言い渡された。もつとも、死刑は憲法三六条の禁止する「残酷な刑罰」に該当し憲法違反である、同書報復的な応報（絶対的応報）感情を克服し、行為者の社会復帰を目指すべきである、死刑の犯罪抑止力は実証されていない、死刑事件では誤判の場合とりかえしがつかない等々の理由から、「死刑廃止論」も有力に主張されてきている。死刑制度は果たして刑罰制度として正当化されるかという問題もまた、刑事法の重要なテーマであることを最後に述べておこう。

に非難できることである、(ウ)「責任なれば刑罰なし」を刑罰を限定する方向でのみ量刑に反映させることにより、量刑は行為者の行為責任を上限とするべきではないか。ゆえに、本件量刑に對しては次の点を問う必要がある。すなわち、①のように被告人の主観的事情が未解明であつたり弱さを伴う場合に、極刑の選択は果たして妥当か。また、行為者の行為責任とは別のファクターである④⑤⑥⑧は、上限としての行為責任を超えたところで、刑を加重する方向で考慮されていないか。